

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

横芝光町長

市町村名 (市町村コード)	横芝光町 (410)	
地域名 (地域内農業集落名)	横芝地区 (古川、両国新田、上町、本町、東町、栗山、鳥喰沼、鳥喰上、鳥喰下、鳥喰新田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月22日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在中心となって耕作している経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、高齢化等により後継者の定まっていない耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

横芝地区の農地利用は、認定農業者等を中心に担い手の育成・確保による農地の集積・集約を図るとともに、複合的な集落営農組織を立ち上げ、後継者のいない農家の受け皿となり対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	491 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	491 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定新規就農者の受入れを行いながら、中心となる経営体への農地集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの制度を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
単一の農業経営ではなく、水稻、トマト、メロン、ネギなどの複数部門による農業経営を行い、地域農業を維持させていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①目撃・被害発生場所等の情報を町へ提供し、有害鳥獣駆除隊等と連携し、捕獲体制の構築等に取り組む。